

南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（素案）パブリックコメント手続に寄せられた意見と市の対応方針

○募集期間 令和6年2月1日（木）から令和6年2月20日（火）まで（20日間）

○意見等 3件

番号	項目	意見等	回答	
			対応	市の考え方
1	制度全体	<p>制度導入の検討がされていることについてたいへん嬉しく思います。賛同いたします。</p> <p>その上で、パートナーシップ・ファミリーシップを宣誓することで受けられるメリットが充実するとよいと感じました。例えば、入院や手術の際、面会が「家族」に限られていたりしますが、パートナーシップ認定証があれば面会が可能になる、現在は委任状や本人との続柄を示す必要がある公的書類の取得が、パートナーシップ認定証があれば簡単になるなど・・・。</p> <p>市民の中にLGBTQなどへの理解が進んでいない方もいらっしゃると思うので、その方々がどのように認知されるかが課題かと思えます。パートナーシップ・ファミリーシップを宣誓した方が偏見や差別の目に晒されませんよう、ご配慮をお願いします。</p>	ご意見	<p>本制度については、LGBTQの方への理解促進のため、「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画（素案）」の42・43ページ「7.性的マイノリティに関する人権」の主な事業の一つとして掲げており、性的マイノリティの方々の抱える生きづらさを少しでも解消するため実施するものです。市として、宣誓者に対して提供できる行政サービスについては、現在、関係各課と協議を進めています。本制度の施行までには、市ホームページ等により公表する予定です。</p> <p>また、宣誓にあたっては、事前予約の上、別室で申請と交付の手続きをするため、必要な場合には他者の目に触れないよう配慮するとともに、本制度の理念及びLGBTQ等の理解促進について周知に努めてまいります。</p>
2	制度全体	<p>パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度には根本的に様々な問題を抱えています。南相馬市の制度も性的マイノリティを取り上げていますので、性的マイノリティを特別扱いすることになっています。生きづらさがあると書いてありますが、独身で生活している人はそれと同じで、性的マイノリティであることは理由にはなりません。婚姻制度とも齟齬が生じて、婚姻制度の政策的意味もなくなってしまいます。ファミリーシップについても、民法で定めるもので南相馬市が独自に制度にしてはいけないものです。裁判所の判決についての分析ページでも問題点が書いてあります。このような問題がある以上、導入してはいけないものです。中止するべきであると思えます。</p>	ご意見	<p>本制度は、性的マイノリティ及び事実婚等の方々に関し、「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」の理念に基づき、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指し、パートナー関係にある性的マイノリティのお二人の社会生活上の生きづらさを少しでも軽減し、お二人の自分らしい生き方に寄り添うための環境を整え、パートナーであることを証明する制度です。</p> <p>また、この制度は婚姻制度とは異なり、法律上の効力（相続、税金の控除等）が生じるものではありません。</p>
3	制度全体	<p>パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は法律の婚姻との関係性において矛盾するため違法性があります。この制度で問題が生じたら南相馬市にも責任が生じます。止めるべきです。</p>	ご意見	

市地域協議会 原町区：令和6年2月5日（月）、小高区：令和6年2月6日（火）、鹿島区：書面開催

○意見等 13件（意見8件、質問5件）

番号	項目	意見等	回答	
			対応	市の考え方
1	制度全体	（原町区地域協議会） 今まで誰にもわからないように二人の関係を保って生活をしてきたのに、この制度を導入することにより、宣誓しなければならなくなり、逆に生活がしづらくなってしまうのか。	ご意見	本制度については、お二人が同意のもとで宣誓するものであり、宣誓を強制するものではありません。
2	制度全体	（原町区地域協議会） 法律上の効力はないとのことだが、相続について問題が生じる可能性はないのか。	ご質問	この制度は、法律上の効力は生じることはなく、相続や税金の控除を受けることはできないものであるため、本制度について、分かりやすい周知に努めてまいります。
3	制度全体	（原町区地域協議会） 性的マイノリティは年配の方には馴染みはない。早急に進めるのではなく、誤解のないよう情報発信を出して進めてもらいたい。	ご意見	本制度は、新たな制度でもあるため、年配の方も含めた全市民に対し、性的マイノリティの理解促進と制度の周知に努めてまいります。
4	制度全体	（小高区地域協議会） 人権施策推進計画の中にいろいろな施策の課題があって、このパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度についてもその1つです。人権施策の中で、これが最優先ということなのか。	ご質問	子ども・高齢者・障がい者・男女共同参画等のそれぞれにおいて人権課題があり、それぞれ等しく重要な課題であると捉えており、既に、他課の各計画等で権利擁護や人権尊重の取組を行っています。 本制度は、他課の既計画等には無い、性的マイノリティの方等に対する「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を導入するもので、性的マイノリティの方の不安を解消し、自分らしく安心して暮らせる南相馬市をつくることは、人権条例の目的のひとつでもあるため、これをきっかけに社会的な理解促進につなげ、多様性が尊重されるための取組と捉えています。
5	「南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（素案）についてパブリックコメント手続を実施する件（概要）」の「1 趣旨」	（鹿島区地域協議会） 「LGBTQの割合は人口の約9.7%」と示されているが、この数字が電通調査の全国20～59歳の計57,500人を対象とした調査結果の9.7%と同一であるなら「人口の約9.7%」は、ご認識を与えることにならないか。電通の調査結果によるものであれば、電通で示した（公開した）表現にすれば良いのではないか。	ご意見 修正	ご指摘のとおり、「LGBTQ+調査2023」を基に記載していますので、「南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（素案）についてパブリックコメント手続を実施する件（概要）」の「1 趣旨」について、「電通調査が行った全国20～59歳の計57,500人を対象とした調査結果では、LGBTの割合が約9.7%」に、文言を修正します。

6	<p>「南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（素案）」の「4 制度の対象者の要件」及び「9 市が交付する証明書又は証明カードの返還」</p>	<p>（小高区地域協議会）          パートナーシップを宣誓する場合、どのように事実確認をするのか。また、パートナーシップ関係が解消されたときも、どのように事実確認をするのか。</p>	ご質問	<p>本制度の対象者の要件のうち、「成年に達していること」、「いずれか一方が市内に住所を有していること」、「配偶者がいないこと」及び「民法で定められている近親者でないこと」の事実確認をするに当たっては、手続に必要な書類として求める「住民票の写し」、「戸籍抄本」及び「本人確認書類」により確認します。</p> <p>また、「他の方とパートナーシップの関係にないこと」については、市が定める様式の「パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書」中、「他の方とパートナー関係にない」の申し出により確認します。申請に虚偽があったときや要件に該当しないこととなったときは宣誓は無効とし、受領証等を返還していただきます。</p> <p>なお、パートナー関係の解消に当たっては、ご本人からの申し出書の提出により取り扱い、事実確認のための添付書類の提出はありません。</p>
7	<p>「南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（素案）」の「5 手続きに必要な書類」</p>	<p>（小高区地域協議会）          手続きに必要な書類で、ファミリーシップ宣誓をする場合の対象者との関係を確認できる書類、通称名を使用する場合の確認できる書類とは具体的にどのようなものなのか。</p>	ご質問	<p>ファミリーシップ宣誓に当たっては、パートナーシップ宣誓をした方と生計が同一であることを確認するため、「戸籍謄本」や「住民票」をご提出いただきます。</p> <p>また、通称名を使用する場合において、外国人については、通称名が記載されている住民票や運転免許証等、日本人については、社会生活の中で日常的に通称名を使用していることが客観的に分かる、「社員証」、「各種郵便物」、「公共料金の請求書」等を想定しています。</p>
8	<p>行政サービスの提供</p>	<p>（原町区地域協議会）          南相馬市の理念に基づき、多様性を認め寛容さをめざす宣誓制度は、時代への潮流でもあり、共感を覚えます。と同時に私たちの意識の変革も重要かと思えます。只、法律上の婚姻とは異なり、本制度により法的な効果を生じさせるものではないとありますが、何らかの行政サービスが受けられる具体的な施策が必要なのではないか。</p>	ご意見	<p>市では、宣誓者に対し、提供できる行政サービスについて、現在、関係各課と協議を進めています。本制度の施行までには、市ホームページ等により公表する予定です。</p>
9	<p>行政サービスの提供</p>	<p>（小高区地域協議会）          市が行う行政サービスについての文言もあればよいと思う。</p>	ご意見	
10	<p>施行日</p>	<p>（小高区地域協議会）          施行日が令和6年5月13日なのはなぜなのか。</p>	ご質問	<p>本制度の導入決定（予定）時期が年度末から年度始めとなり、4月当初の施行とした場合に、十分な周知期間が確保できないことから、事前周知の期間を設けるため、5月中旬に設定しました。</p>

11	周知・啓発	<p>(原町区地域協議会)  18歳以上が宣誓できるのであれば、高校生や学校関係に知らせて、住みやすい市であることを説明する機会があればいいかと思う。</p>	ご意見	<p>市では、令和6年度において、相馬人権擁護委員協議会の協力を受け、市内の小・中学校の児童生徒を対象とした人権教室や性的マイノリティの講演の開催を予定しているため、当該取組を高校生まで拡大できるかについて、当該協議会と協議、検討してまいります。</p>
12	周知・啓発	<p>(小高区地域協議会)  パートナーシップ宣誓制度とファミリーシップ宣誓制度について、わかりやすいように分けて記載してほしい。</p>	ご意見	<p>パブリックコメント手続で公表した本制度(素案)に係る資料では、パートナーシップ宣誓制度とファミリーシップ宣誓制度が混在していたため、この制度を周知する手引き等において、それぞれ記載を分けるなどして、分かりやすい周知に努めてまいります。</p>
13	その他	<p>(原町区地域協議会)  里親制度がある。同性婚の場合は子供は生まれませんが、全国にはたくさんの孤児がいるため、行政の方で何か施策を講じてもらいたい。</p>	ご意見	<p>里親制度については、担当課による周知と相談対応を引き続き行ってまいります。  なお、パートナーシップの関係にある方の家族の持ち方は、それぞれのお考え方によるものと捉えており、市として、本制度と関連した里親や遺児孤児の施策を講じることは考えていません。</p>